

○立命館大学衣笠セミナーハウス利用規程

1992年2月28日

規程第238号

(設置の目的)

第1条 立命館大学衣笠セミナーハウスは、本大学の教育研究活動および課外活動の利用を目的として設置する。

(施設)

第2条 利用施設および用途は次のとおりとする。

- (1) 宿泊施設 宿泊室
- (2) 会議室 カンファレンスルーム、セミナールーム
- (3) 宿泊・会議施設 和室

(休館日)

第3条 休館日は次のとおりとし、年度ごとに衣笠キャンパス事務局長が決定する。

- (1) 年末年始休館日
- (2) 夏期一斉休暇の休館日
- (3) 施設・設備点検等による臨時休館日
- (4) 定期休館日

(開館時間)

第4条 施設の開館時間は衣笠キャンパス事務局長が利用要項に定める。

(利用申込)

第5条 施設の利用を希望する者は、衣笠キャンパス事務局長が定める申込書類にて利用申込をしなければならない。

- 2 前項の利用申込は、利用日の3か月前から申し込むことができる。
- 3 特別の事情があると衣笠キャンパス事務局長が認める場合、前項に定める日より前に、特別利用許可願による申込を受け付けることがある。

(利用申込者)

第6条 施設の利用を申込できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本大学の学生
- (2) 学校法人立命館（以下「本法人」という。）の教職員
- (3) 立命館アジア太平洋大学の学生
- (4) 衣笠キャンパス事務局長が特に認めた者

(利用目的)

第7条 施設は、本大学または本法人が設置する他の学校における次の目的で利用することができる。

- (1) 正課授業に付随する利用
- (2) 課外自主活動に伴う利用
- (3) 校務に伴う利用
- (4) 教員が参加する研究会または打ち合せ等に伴う利用
- (5) 国際交流またはその他交流に伴う利用
- (6) その他、衣笠キャンパス事務局長が特に認めた利用

(宿泊施設の利用期間の上限)

第8条 宿泊施設の利用期間は連続で2泊3日までとする。ただし、衣笠キャンパス事務局長が必要と認める場合はこの限りではない。

(利用料金)

第9条 施設を利用するにあたっては、宿泊利用の場合は別表1、会議利用の場合は別表2に定める利用料金を納入しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、本大学の学生または本法人の教職員が、第7条第1号または第3号を目的に宿泊利用する場合は、利用料金を無料とする。
- 3 第1項にかかわらず、本大学の学生、立命館アジア太平洋大学の学生、本法人が設置する附属校の生徒、児童、または本法人の教職員が、第7条第1号、第3号または第4号を目的に会議利用する場合は、利用料金を無料とする。
- 4 第1項にかかわらず、本大学の学生が、第7条第2号を目的に会議利用する場合は、利用料金を無料とする。
- 5 第1項にかかわらず、特別の事情があると衣笠キャンパス事務局長が認めた場合は、利用料金の一部または全部を免除することがある。

(利用上の注意事項)

第10条 施設を利用する者は、利用要項に定める利用上の注意事項を遵守しなければならない。

(弁償)

第11条 利用者が故意または過失により建物もしくは付属施設または備品等を破損または滅失したときは、衣笠キャンパス事務局長はその者に対して弁償を求めることができる。

(利用の変更または取消)

第12条 特別の事情が生じたとき、衣笠キャンパス事務局長は利用を変更または取り消すことができる。

(利用停止)

第13条 本規程および利用要項に反する行為を行った者または団体に対して、衣笠キャンパス事務局長は、利用を停止することができる。

(利用要項)

第14条 本規程の定めのほか、衣笠キャンパス事務局長は、施設の利用にあたり必要な事項について、利用要項を定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、1992年3月4日から施行する。

附 則 (1998年10月1日事務体制の変更に伴う一部改正)

この規程は、1998年10月1日より施行する。

附 則 (2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2007年7月4日小学校の設置にともなう一部改正)

この規程は、2007年7月4日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月15日から施行する。

附 則 (2019年3月27日 規程の全面見直しに伴う全部改正)

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、立命館大学衣笠セミナーハウス利用規程施行細則（規程第239号）は廃止する。

別表1

利用料金（宿泊利用／1人1泊あたり／税込）

利用主体	料金
本大学の学生 本法人の教職員 本法人が設置する附属校の生徒、児童	300円
立命館アジア太平洋大学の学生	500円

上記以外	600円
------	------

別表2

利用料金（会議利用／1室あたり／税込）

会議室種類	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00
セミナールーム小（定員30名以下）	500円	500円	500円
セミナールーム中（定員31名以上50名以下）	1,000円	1,000円	1,000円
カンファレンスルーム1・2、和室1・2（定員51名以上116名以下）	1,500円	1,500円	1,500円